

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成29年5月26日

宇治市監査委員
小山茂樹
森真二
水谷修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 29 年 3 月 31 日（宇治市監査委員公表第 4 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 建設部建設総務課
監査期間 平成29年1月5日 ~ 2月23日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 <p>（１）道路占用料収入状況について 平成25年度の前回定期監査等において、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納入されないことがあると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう求める。</p>	<p>今回ご指摘頂いた占用料が収納期限までに納付されていないことにつきましては、占用者に対し電話や訪問にて納付を促してきております。今後も電話や訪問の頻度を増やし、収納期限内に納付されるよう努めます。</p>
2 <p>（２）境界明示等手数料収入状況について 手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>課に直接支払いを受けた手数料収入に関して、指定金融機関へ払込む時期が遅れないよう、課内で伝票及び入金状況を確認する回数を増加させ、適正な事務が行えるように見直しました。</p>

監査対象 建設部道路建設課
監査期間 平成29年1月5日 ~ 2月23日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	道路拡幅等予定用地使用料の納入期限について、指定のないものや、指定に疑義のあるものが見受けられた。	道路拡幅等予定用地使用料の納入期限について、使用目的及び予定地の状況等を十分精査した上で、宇治市行政財産使用料条例に基づき、使用期間及び納入期限を定める等、適正処理に努めるよう課内会議を開催し課全職員に周知を行いました。 なお、当該道路拡幅用地における道路拡幅事業が平成29年3月末に完了したことにより、道路建設課での行政財産使用料収入事務は発生しませんが、引継書に記載する等し、今後新たに行政財産使用許可の事務を取り扱う場合においては、適正な処理に努めてまいります。